

地域建設産業 事業継続支援事業 重点支援の申請について

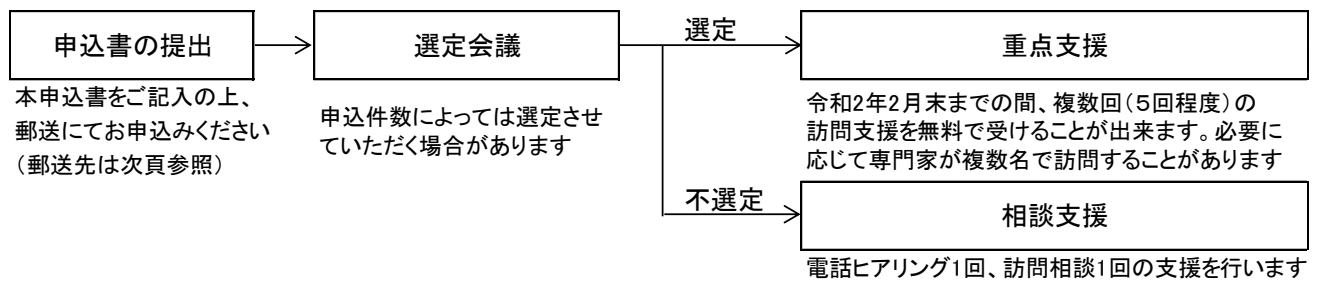
I. 趣旨・概要

建設業界においては、経営者の高齢化や後継者不足により、休廃業を余儀なくされる建設企業が年々横ばい傾向にあります。そこで、国土交通省及び受託者である一般財団法人建設業振興基金は、企業活動の継続に向けた円滑な事業承継等を希望する中小・中堅建設企業を支援します。

支援内容は、公認会計士や税理士、中小企業診断士等の専門家を派遣し、事業承継計画や後継者育成計画、株式・財産の分配方法の策定・実行等についてコンサルティング支援を行うものです。(ただし、申込多数の場合、選考させていただきます。)

II. 重点支援の流れ

重点支援は、事業承継に係る経営課題に限ります。令和2年2月末までの間、専門家によるコンサルティング支援が無料で受けられます。(概ね5回程度)



III. 重点支援のイメージ

例えば、次のような支援が考えられます。

- ・ 支援先企業の経営資源や後継者の状況など現状把握を行い、中長期的な事業承継計画を策定 (一部実行)。
- ・ 社内教育 (重要なポジションへの異動、段階的な権限委譲等) や社外教育 (セミナーや研修の受講) を組み合わせた最適な後継者育成計画の策定 (一部実行)。
- ・ 後継者への株式集中や個人保証・担保の軽減などの方策の検討 (一部実行)。 等

IV. 重点支援のご利用対象企業

中小・中堅の建設企業及び建設関連企業が対象です。

- ・ 中小・中堅とは、資本金 20 億円以下又は従業員数 1,500 以下の企業 (個人事業主又は法人) をいいます。
- ・ 建設関連企業とは、測量業、建設コンサルタント、地質調査業を営んでいる企業をいいます。

V. 重点支援の申込期限

令和元年9月27日(金)(当日必着)

VI. 提出書類（添付書類含む）

ご提出いただく申請書類等については以下の通りです。なお、①～④まではダウンロードできます。
⇒<http://www.kensetsu-kikin.or.jp/keizoku/>

- ① 申請書
- ② 暴力団排除に関する確約事項（別紙1）
- ③ 申請者（貴社）の概要（様式1）
- ④ 事業承継に係る相談について（様式2）
- ⑤ 決算報告書又は財務諸表（写し、直近1期分）
- ⑥ 会社案内、その他資料等（無ければ不要）

※選定後に、雇用保険、健康保険、年金保険の加入証明書等をご提出いただきます。

VII. お問い合わせ先・申込み先（郵送）

〒105-0001 東京都港区虎ノ門4-2-12 虎ノ門4丁目MTビル2号館 6階
（一財）建設業振興基金 経営基盤整備支援センター 経営改善支援課 長谷川 太田
TEL03-5473-4572 FAX03-5473-4594